

2024 年度実施  
大学機関別認証評価 評価報告書

**奈良県立大学**

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



# I 奈良県立大学の概要

## 1 大学名、キャンパス所在地

奈良県立大学（設置者：公立大学法人奈良県立大学）

奈良県奈良市船橋町 10 番地

## 2 学部等の構成 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学部】

地域創造学部 地域創造学科

## 3 学生数及び教職員数 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 648 名

【教職員数】 教員 30 名、職員 34 名

## 4 大学の理念・目的等

奈良県立大学は、1953 年度に商経学科 2 年制の夜間課程として設立した奈良県立短期大学を前身とする。1990 年度に商学部商学科の夜間 4 年制大学に移行し、奈良県立商科大学に改称した。これからの地域社会を創造するために必要な教育研究及び地域貢献を軸とする基本構想のもと、2001 年度に商学部を改組・転換し、地域経済学科と観光経営学科からなる地域創造学部を設置し、奈良県立大学に改称した。2007 年度には、地域と観光に関する総合的・学際的教育研究と積極的な地域貢献を目指し、地域総合学科と観光学科に学科再編し、夜間部から昼間部へ全面移行した。2014 年度に 2 学科を統合し地域創造学部を設置し、2015 年度に公立大学法人奈良県立大学による設置に移行している。

2015 年度に奈良とユーラシアとの繋がりにおける調査、研究及び発信を担うユーラシア研究センター、2020 年度に研究支援体制の充実及び地域のシンクタンクとしての機能を担う地域創造研究センターを設置した。また、2022 年度には探究科を有する附属高等学校を設置し、探究活動指導を通じた高大連携教育に取り組んでいる。

奈良県立大学は、「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」を建学の精神に掲げ、大学の目的は、学則第 1 条に「教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」と定めている。

また、学部の教育研究上の目的は、「我が国が 21 世紀において、さらなる発展を遂げるためには「地域」に視点をおいた教育・研究が必要である。本学は、地域や観光に関する教育・研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を育成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、さらに開かれた大学として民産官学の連携の場を提供することによって、人と社会の未来を創ること」と Web サイトで示している。

## Ⅱ 評価結果

### 1 認証評価結果

奈良県立大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

### 2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

奈良県立大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、奈良県立大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

#### 【優れた点】

- 学生の主体的・創造的探究を促すため、1 年次から 4 年次の学生に対して必修科目として開講する少人数対話型ゼミにおいて段階的な学びを提供するとともに、学生の主体的探究テーマに基づくフィールドワーク科目や国内外の大学と連携した単位互換制度を通じて、学術的・実践的知見を幅広く修得する機会の創出に取り組んでいる。
- 地域社会を対象とする教育、研究の実践、地域連携・貢献の展開に向けて、奈良県御杖村との連携協定に基づく学生主体の「地域交流型連携事業運営委託」プロジェクトや市町村等との連携協定に基づく受託事業等に継続的に取り組んでいる。

#### 【改善を要する点】

- カリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。

#### 【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理するとともに、教学マネジメント指針を踏まえて各組織間の関係性を整理・明確化し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。
- カリキュラムの編成及び体系性については、学習者本位の観点から、科目の必修・選択等の配置や、共通の位置付けの明確化及びカリキュラム・マップ等の活用等、学生に対してわかりやすく明示することが望まれる。
- 時間割外に開講している学部の基幹となる科目「コモンズゼミⅢ」については、各担当教員の授業計画及び実施状況を大学として組織的に管理・把握する体制を明確化することが望まれる。
- 同一名称の科目については、学習者本位の観点から、ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標や成績評価の平準化を大学として組織的に整理・明確化し、学生に明示することが望まれる。
- シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織を明確化し、大学としての継続的な点検・検証のさらなる充実が望まれる。
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、大学としての組織体制及び方針を明確化し、教職協働による FD・SD 活動の一層の充実が望まれる。
- 学生による授業評価については、大学として組織的な実施方法・内容及び分析・検証体制を整備し、実施することが望まれる。
- 教員と学生の協働による教育改善に係る取組みについては、「学びのデザイン&ポートフォリオ」、「卒業論文ルーブリック」の運用・改善や教学 IR(Institutional Research)の推進等、大学として教育改善、学習成果の把握・可視化につなげる取組みの充実が望まれる。

### 3 基準ごとの評価

#### ■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、奈良県立大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

##### イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。また、ユーラシア研究センターと地域創造研究センターを設置している。

##### ロ 教員組織に関すること

学士課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。大学運営を組織的、効率的に行うための役割分担として、講師以上の教員は教務委員会、入試委員会等の常置委員会に属している。

##### ハ 教育課程に関すること

学士課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、各授業科目の講義、演習等の授業の方法の明示が不十分であったが、2024年11月にシラバスにおいて明示していることを確認した。ただし、カリキュラムの編成及び体系性については、学習者本位の観点から、科目の必修・選択等の配置や、コモンズの位置付けの明確化及びカリキュラム・マップ等の活用等、学生に対してわかりやすく明示することが望まれる。また、時間割外に開講している学部の基幹となる科目「コモンズゼミⅢ」については、各担当教員の授業計画及び実施状況を大学として組織的に管理・把握すること、同一名称の科目については、学習者本位の観点から、ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標や成績評価の平準化を大学として組織的に整理・明確化し、学生に明示することが望まれる。シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。なお、カリキュラムの編成及び体系性については、2025年2月に学内Webサイトでカリキュラム・ツリー及びカリキュラム・マップを学生に明示したこと、時間割外に開講している学部の基幹となる科目「コモンズゼミⅢ」については、2024年12月の大学運営会議において、2025年度より時間割に配置し、中間報告及び最終報告を実施する方針を決定したこと、同一名称の科目については、2024年12月の大学運営会議において、到達目標を一元化しシラバスにあらかじめ明示したうえで到達目標に応じた成績評価を実施する方針を決定したことを確認した。

##### ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。2021年度に竣工したコモンズ棟は、大講義室、普通教室、ゼミ室のほか、多目的に利用可能なオープンスペースを有している。

##### ホ 事務組織に関すること

学部の事務を遂行するため、総務課、企画調整課、教務・学生課、国際交流室、キャリア・サポート室、地域交流室、附属学校室、危機管理室を設けている。学生の厚生補導を行うため、生活相談や福利厚生等に関する事項を取り扱う学生委員会を設置し、学生支援に必要な組織を適切に設けている。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

#### へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、カリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。なお、カリキュラム・ポリシーについては、2025年3月の教育研究審議会及び理事会において改定案を承認したことを確認した。

3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織を明確化し、大学としての継続的な点検・検証のさらなる充実が望まれる。なお、3つのポリシーの一貫性・整合性については、2024年12月の大学運営会議において、同会議を所掌組織として点検・検証することを決定したことを確認した。

#### ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Webサイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。学生支援や研究、地域連携の状況等の大学に関係する各種情報を掲載した「奈良県立大学データ集」をWebサイトで公表している。

#### チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、「公立大学法人奈良県立大学計画・評価委員会規程」に基づき、大学が自ら行う点検及び評価に関する事項を所掌する組織として、学長を委員長とする計画・評価委員会を設置し、大学全体レベルでの自己点検・評価を実施している。各委員会等が行う学位プログラムレベルでの自己点検・評価は、客観的数値やデータ等の根拠資料をもとに実績の抽出、評価を行うとともに、計画・評価委員会から改善が必要と認められた事項についての改善案を検討している。また、授業科目レベルでの自己点検・評価は、全教員を対象とする授業に関する自己チェックシートにより実施している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理するとともに、教学マネジメント指針を踏まえて各組織間の関係性を整理・明確化し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。ただし、FD及びSDについては、大学としての組織体制及び方針を明確化し、教職協働によるFD・SD活動の一層の充実が望まれる。

学生の学習成果を把握する取組みとして、GPA制度を導入し教務・学生課で運用しており、また2023年度に教学IRチームを立ち上げ教学IRに取り組んでいる。ただし、学生による授業評価については、大学として組織的な実施方法・内容及び分析・検証体制を整備し、実施することが望まれる。なお、学生による授業評価については、2024年12月の大学運営会議において、同年の後期授業で専任教員が担当する科目について授業アンケートを実施し、2025年度より全授業科目を対象とする授業アンケートを実施する方針を決定したことを確認した。

#### リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。外部資金獲得のため、2021年度から専任のURA(University Research Administrator)を配置している。

#### ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。学生支援機関として、就職に関してはキャリア・サポート室、留学・国際交流に関しては国際交流室、フィールドワーク等地域における活動に関しては地域交流室がサポートしている。

## ■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、各委員会や教員、事務局等が連携して取組み、計画・評価委員会が自己点検・評価の責任組織として大学全学レベルの自己点検・評価を実施している。その結果を踏まえ各委員会や教員、事務局等において改善に取り組んでいる。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

### ・No.1「学びのデザイン&ポートフォリオ」等を活用した教・学協働による教育改善【学習成果】

FDの一環として、学生と教員の主体性及び対話を重視した独自の教学マネジメントシステムの構築に取り組んでいる。

2023年度から、「学びのデザイン&ポートフォリオ」のシステムを運用している。学生は、「自己の学びを振り返り、高める」という目的のもと、各学期末に自らの学びの成果を振り返る定量的ツールである「学びのアンケート」に回答するほか、課題認識や次年度の展望につなげる定性的ツールとして、1年次に「学びの設計図」、2年次・3年次に「学びの現在地」を作成している。さらに、学びの設計図や学びの現在地等とLMS(Learning Management System)上の学習履歴と統合し、自身の「学びのデザイン&ポートフォリオ」を作成し、学びのプロセスの可視化等に活用する仕組みとしている。また、教員は、「学生の学びの状況を把握することを通じて、自己の教育を振り返り、高める」という目的のもとで、教育改善につなげるため、担当ゼミ学生が学びの設計図や学びの現在地等を作成する際に対話するほか、LMSに集約された定量・定性データから学生の学びの実態を把握している。

また、卒業研究に関する「卒業論文ルーブリック」を運用しており、全学共通の評価基準に基づき自身の達成状況を可視化し把握するため、学生と教員それぞれが評価を記入し、LMS上で共有している。

以上の教学マネジメントシステムの目的等の周知及び運用は、教務委員会と教務・学生課で実施している。また、蓄積されたデータは教務・学生課が一元的に管理し、教学IRチームと連携して教育改善を図る体制としており、今後のさらなる活用に向けて、「学びのデザイン&ポートフォリオ」、「卒業論文ルーブリック」の運用・改善や教学IRの推進等、大学として教育改善、学習成果の把握・可視化につなげる取組みの充実が望まれる。

### ・No.2「少人数対話型の教育の推進と学生支援」

主体性を涵養しコミュニケーション能力を高めることを目的として、少人数編成のゼミによる少人数対話型教育の推進及び自治体や企業等と連携した課題解決型学習やアクティブ・ラーニングを実施している。また、これらの教育実践を展開するための学生支援に取り組んでおり、研究活動への支援を目的に、資料購入や交通費等に充てるためのゼミ単位での助成金の支給や、学生グループによる学外調査のための競争的資金「学生グループ共同研究助成」を行っている。また、2020年度からLMS、2022年末からMicrosoft365の導入や、オフィスアワーの設定といった学習支援を行っている。そのほか、定期的なメンタルカウンセリングの機会の提供、在学生を対象とした「大学運営に関するアンケート」や「保護者アンケート」等を実施し、学生生活に関する支援にも取り組んでいる。今後は、各種アンケート等を活用し取組みの成果を検証することが期待される。

さらに、学生による研究成果の発表機会を確保するため、毎年度末に「地域活動報告会」を開催している。また、「学生グループ共同研究助成」の採択を受けた研究の調査報告書や、卒業論文を対象とした懸賞制度において受賞した卒業論文は、「奈良県立大学研究報告」に掲載しWebサイトに公表している。

### ・No.3「個々のキャリア形成と進路選択に対応した学生支援」

学生のキャリア形成と進路選択を支援するため、キャリアデザイン担当教員、教員、キャリア・サポート室職員で構成される就職委員会が、中期計画の学内外の評価や保護者アンケートを通じて、就職支援の在り方

の妥当性と方向性を検討している。

学生の多様な進路に対応するためのキャリア教育及びキャリア支援として、2018年度から1年次に「キャリアデザインⅠ」を開講し、2020年度には専任教員を配置し複数クラスに拡大している。また、2年次に「キャリアデザインⅡ」を開講するほか、インターンシップ先の紹介や事前説明会及び事後研修会を実施している。

また、近年就職率が全国の国公立大学の平均を下回っている状況を改善するため、就職対策講座や保護者向け就職説明会、学内業種・業界研究会の実施や、模擬面接等の個別指導、就職活動が停滞している4年生向けの個別求人紹介フェア等の就職支援に取り組んでいる。

2019年度から毎年実施している学内業種・業界研究会では、奈良県内で働くことへの意識涵養に向け、奈良県に本社や営業所等を置く企業や奈良県に縁のある企業を紹介するほか、「公務員のしごと理解セミナー」では、奈良県内の行政機関を招き奈良県内の行政の特徴や働き方の理解を促している。

#### ・No.4「積極的な外部資金の獲得による研究の推進」

大学の特性に応じた研究支援体制の構築や、社会の変化に応じた新たな研究課題への取り組みが求められる中で、これらの課題に包括的に対応することを目的として、2020年度に地域創造研究センターを設立した。また、2021年度には同センター内にURAを配置し、競争的研究資金の獲得を支援するとともに、学外の研究者等との共同研究を行うための体制を整備している。

同センターでは、科研費申請支援講習会の受講支援や、研究倫理講習会等の受講促進、科研費申請率の改善に取り組み、2023年度は科研費採択率が50%となっている。

そのほか、共同研究や受託研究の推進や、研究ユニットごとの研究体制の整備等による学外・実践者も含めた研究者ネットワークの充実に取り組んでいる。また、地域課題に関する相談を受け、その解決に向けた研究を推進、展開しており、2023年度には共同研究1件、受託研究6件を実施したほか、2022年度から2023年度には「奈良県の発展に資する研究」に関するプロジェクトを5件採択した。

同センターにて、外部資金応募者数・獲得数、共同研究・受託研究等のデータを集計し改善点を協議したうえで教授会に諮ることで、研究活動活性化のための研究支援に取り組んでいる。

### ■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

#### ・No.1「学生の主体的・創造的探究を促すカリキュラムの整備・実践」

1年次から4年次の全学生必修の少人数対話型ゼミでは、学生自身が追求したい社会課題や関心に基づく調査研究を段階的にサポートし、卒業論文の執筆につなげる学びを提供することで、ディプロマ・ポリシーに沿った学生の主体的・創造的探究を促すカリキュラムを整備し実践している。

また、既成の考えにとらわれず新たな価値をつくり出す創造力の涵養を重視し、その基礎となる学術的・実践的知見を幅広く修得する機会の創出に取り組んでいる。具体的には、学生の主体的探究テーマに基づくアクティブ・ラーニングとして全学生必修のフィールドワークを開講しており、計画作成、思考、実践、成果報告までの一連の基礎力修得をゼミ担当教員がサポートしている。さらに、県内外や海外の大学との連携を活用した広範な学びの機会として、県内8大学を対象とした「県内単位互換」制度、県外3大学を対象とした「県外単位互換(国内留学)」制度や、「交換留学」「派遣留学」「短期語学研修」の3パターンで構成される海外留学制度を提供している。中でも、2017年度からは宮城大学と連携協定を締結し、連携教育プログラムとして両大学の学生が受講可能な連携講義を毎年交互に実施しており、より長期の単位互換が可能な仕組みづくり等、さらなる発展が期待される。

#### ・No.2「教育、研究と密接につながる地域連携・貢献」

地域創造研究センターが拠点となり、地域社会を対象とする教育、研究の実践、地域連携・貢献の展開に向けて以下の活動に継続的に取り組んでいる。

2013年度から始まった奈良県御杖村との連携協定に基づく学生主体の「地域交流型連携事業運営委託」プロジェクトでは、2021年度は御杖村産食材100%のフランス料理レストランの実践、2022年度は御杖村の魅力を伝えるお土産の開発、2023年度は御杖村の道の駅でのお弁当開発・販売を行っており、継続した地域貢献活動につながっている。さらに、6名の学生によるフランス料理レストランの実践に関する論文は、2022年度にヤンマーアグリ株式会社が主催する第33回ヤンマー学生懸賞論文で大賞を受賞している。

また、市町村等との連携協定に基づいた受託事業を実施しており、奈良県宇陀市の「宇陀松山景観調査」や、奈良県生駒市の「高山竹あかり」は毎年実施し、継続的な学生教育・研究による地域貢献活動に取り組んでいる。

これらの取組みは、学生による地域活動の報告会を毎年開催するほか、大学広報誌「Narapu」にプロジェクトの活動報告を掲載し、大学Webサイトで公表することで、実践や研究成果の共有を図っている。

#### ・No.3「高大連携を軸にした探究型入試の導入」

入学志願者数の減少や、探究学習を基盤として開学した附属高校の1期生が2025年度に入学することを背景に、入試委員会を中心に、主体性のある学生を確保するための入学者選抜方式及び選考方法を検討し、2025年度入試からの入学者選抜改革に取り組んでいる。

2022年から、課題探究型の学びを経験した附属高校生を対象とした特別選抜の在り方を検討し、高大連携を踏まえた附属高校生特別選抜入試を導入することとした。

また、新しい学習指導要領で学んだ生徒が入学することから、探究的な学びを経験した生徒を評価できる選考の在り方を検討し、総合型選抜を導入することとした。総合型選抜では、受験生の多様な能力を全人的に見て判定できる制度、高大接続の要素を盛り込んだ制度とする方針を定め、その方針をもとに素質・能力を満たす人物を評価するための選考基準や選考方法を決定している。今後、新たな入試制度の効果等を点検・検証していくことが期待される。

・No.4「奈良という地域を題材にした特色ある研究」

「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」という建学の精神の具現化を目指し、2015年にユーラシア研究センターを設置し、学外の研究者と連携しながら、近世・近代の奈良にまつわる研究及び奈良とユーラシアとの歴史的な交流に関する研究活動を展開している。これらの研究成果は、調査研究レポートや学術叢書、情報誌「EURO-NARASIA Q」(既刊 25 号)の発行、ユーラシア研究フォーラムの開催等を通して社会に発信している。

また、2022 年度から 2 年間にわたり、学外者と共同で奈良県の発展に資する研究を行う「奈良県の発展に資する研究プロジェクト」のために予算措置を実施している。同プロジェクトについては学内公募で 5 件採択し、研究成果はフォーラム、作品展、上映会、論文集等で公表している。

これらの研究成果の蓄積や幅広いネットワークにより、奈良県の魅力や価値の再発見、学術的価値の向上に取り組んでいる。

なお、本基準の No.1 及び No.2 の取組みをもとに、「地域や学外に開かれた大学としての取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー、設置自治体関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

No.1「学生の主体的・創造的探究を促すカリキュラムの整備・実践」の意見交換において、学生や卒業生から、ゼミ活動やフィールドワークを通じて地域を訪れ研究をすることで、地域の実情や課題を深掘りし、理解を深めることができ、調査のプロセス設計やデータ分析、調整力が身についた等の意見があった。また単位互換制度を活用した学生から、自身の探究するテーマにつながる問題意識が芽生えた等の意見があり、学内外での学びを通じて、学生の主体的・創造的探究を促していることが確認できた。

No.2「教育、研究と密接につながる地域連携・貢献」の取組みの一つである、御杖村との「地域交流型連携事業運営委託」プロジェクトの意見交換において、在学生や卒業生にとっては、地域住民を巻き込んだ取組みを展開するための信頼関係の構築や情報共有の重要性を学び、地域貢献活動の理解を深める機会となっていること、御杖村にとっては、学生の柔軟で多様性を持った感性や視点を取り入れることで、村の魅力発信のための様々な取組みにつながっていることが確認できた。

全体を通じて、ゼミ活動やフィールドワーク、国内外との単位互換制度、地域と連携した教育・研究等の地域や学外に開かれた取組みを行うことで、学生の主体的・創造的探究を促すとともに、地域の実情に即した地域貢献につながっていることが確認できた。以上のとおり、評価審査会を通じて、「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」という建学の精神に基づき、地域や学外に開かれた大学としての取組みを着実に展開していることを確認した。

## Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

### 1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回奈良県立大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

### 2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

#### Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

#### Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

##### 1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

##### 2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

##### 3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

#### Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

### 3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

### 4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
11 月 8 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
12 月 9 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表